

# 群馬大学理工学部施設・防災環境安全小委員会内規

平成25年4月1日 制定

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学理工学部施設・防災環境安全委員会規程第8条の規定に基づき、群馬大学理工学部施設・防災環境安全小委員会（以下「小委員会」という。）について必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 小委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長が指名し、教授会の承認を得た委員長
- (2) 各部門（理工学基盤部門及び産学連携推進部門を除く。）から選出された正副委員各2人
- (3) 理工学基盤部門から選出された委員 1人
- (4) 事務長
- (5) その他学部長が必要と認めた者

(任 期)

第3条 委員長の任期は2年、前条第2号、第3号及び第5号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委 員 長)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第5条 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(調 査)

第7条 小委員会は、施設・防災環境安全委員会規程第9条による調査を付託されたときは、本学部の施設等の調査及び査察を実施し、その結果を施設・防災環境安全委員会委員長に報告しなければならない。

(作業部会)

第8条 小委員会に、必要に応じて作業部会を置くことができる。

(事 務)

第9条 委員会の事務は、施設管理係において処理する。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、施設・防災環境安全委員会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。